

静岡産業大学研究奨励寄付金取扱規程

(目 的)

第1条 この規程は、静岡産業大学（以下「本学」という。）における研究奨励寄付金の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 研究奨励寄付金（以下「寄付金」という。）とは、学術の振興を図るため、本学が民間企業、団体等から受け入れる寄付金で負担付きでないものをいう。

(寄付金の受入れ)

第3条 寄付金の受付は、研究奨励寄付申込書（様式第1号）により行う。

2 寄付金の受入れは、理事長の承認を受けた後、研究奨励寄付受入書（様式第2号）により行う。この場合において、学部長は、寄付の主旨を勘案して研究題目、研究担当者、研究期間等を決定するものとする。

(寄付金の使途)

第4条 寄付金の使途は、学術の振興を図るための研究の奨励に要する経費（管理事務費を含む。）に限るものとする。

2 受け入れた寄付金は、本学の施設使用等当該研究に間接的に要する管理事務費として100分の10を差し引き後の額以内を、研究担当者に特別研究費として研究期限を付して予算配分する。

3 前項の特別研究費の使用手続及びこれにより購入した図書、備品の取扱いについては、静岡産業大学個人研究費規程（平成6年4月1日施行）を準用する。

(研究成果の公表)

第5条 研究担当者は、当該研究が完了したときは、学部長の承認を受けた後、その研究成果を公表するものとする。

(改 正)

第6条 この規程の改正は、理事会及び大学協議会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成11年12月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号

研究奨励寄付申込書

年 月 日

学校法人 新静岡学園

理事長 _____ 様

寄付者

住 所

氏 名

㊞

静岡産業大学研究奨励寄付金取扱規程第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり寄付の申込みをいたします。

記

1 寄付金額 金 円也

2 寄付の主旨

3 その他

様式第2号

研究奨励寄付受入書

年 月 日

様

学校法人 新静岡学園
理事長 _____

年 月 日付をもってお申し込みいただきました寄付金につきましては、
学術の振興を図るための研究奨励寄付金として受け入れさせていただきます。
つきましては、下記の口座へお振り込み下さるようお願いいたします。

記

1 寄付金の使途

研究題目

研究担当者

2 振込先銀行口座

金融機関名 銀行 支店
信用金庫

口座番号 普通預金 No.

口座名義